

「あましんバンキングアプリ」からの口座開設（印鑑レス口座）利用規定

本利用規定（以下、「本規定」といいます。）は、「あましんバンキングアプリ」（以下、「本アプリ」といいます。）の一機能である「口座開設サービス」（以下、「本サービス」といいます。）を利用する場合等の取扱いを定めたものです。つきましては、ぜひご一読くださいますようお願い申し上げます。なお、本規定に定めのない事項については、「あましんバンキングアプリ」利用規定、各種預金規定等関係する規定により取扱います。これらの規定と本規定との間に相違がある場合、本サービスに関しては本規定が優先的に適用されるものとします。

第1条 利用条件等

本サービスの利用対象者は、運転免許証をお持ちのお客さまのうち、本アプリをスマートフォンにダウンロードのうえ、本規定に同意された方とします。

第2条 本サービスの内容および利用

1. 本サービスにより、当金庫「Aブランド普通預金」または「普通預金」の開設手続きを行うことができます。
2. 本サービスで開設する口座はICキャッシュカードの発行を必須とします。
3. 次の場合、お客さまは本サービスをご利用いただくことができません。
 - (1) お客さまが個人のお客さま以外である場合
 - (2) 事業性用途の口座を開設する場合
 - (3) すでに当金庫にて総合口座をお持ちのお客さま
 - (4) お客さまが日本国外に居住されている場合、またはお引越し等で住所が変わっており、住所変更のお手続きがお済みでない場合
 - (5) 勤務先等へキャッシュカードを送付する場合（ご自宅のみの送付となります。）
 - (6) その他当金庫所定の事由が認められる場合

第3条 取引の開始

アプリからの申込みによる口座は、当金庫が口座開設手続きを完了した時点で、当金庫とお客さまの間に預金契約が成立するものとします。

ただし、本人限定受取郵便で送付した「口座開設のご案内」や転送不要郵便で送付した通帳・キャッシュカード等が当金庫に返送された場合には、当金庫はお客さまに通知することなく、開設した口座を解約できるものとします。

第4条 印章の届出

アプリからの申込みにより開設された口座については印章の届出を不要（印鑑レス口座）とします。ただし、印章のお届けを要するお手続きが発生した場合には、別途当金庫へ届け出てください。なお、既にある預金口座を印鑑レス口座に変更することはできません。

第5条 預金の預入れ、払戻し

1. 当金庫および当金庫と提携している金融機関等の現金自動預入支払機（現金自動支払機を含む。）において、本口座のキャッシュカードを利用することにより、現金の預入れ、払戻しを行うことができます。
2. 当金庫の現金自動預入支払機（現金自動支払機を含む。）において、本口座の通帳を利用することにより、現金の預入れを行うことができます。
3. 当金庫窓口で本口座の通帳を利用することにより、現金の預入れを行うことはできませんが、払戻しを行うことはできません。当金庫窓口で払戻しを行う場合は、印章を届け出てください。

第6条 口座の解約

本口座を解約する場合は、当金庫所定の払戻請求書に記名し、本口座のキャッシュカード・通帳および当金庫所定のご本人を確認できる書類とともに提出してください。

第7条（変更）

1. この規定の各条項は、契約者の一般の利益に適合するとき、または、変更が契約した目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものである場合には、契約者の合意がなくとも変更できるものとします。
2. 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および、変更後の規定の内容、その効力発生時期を、インターネットその他適当な方法で公表することにより、周知します。
3. 第2項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上
(2020年7月1日制定)